

航空身体検査証明申請システムに関する主な質問と回答

番号	質問	回答
1	技能証明書による確認が必須とするのは何故か。	技能証明書番号の誤入力があった場合、システムでの管理に支障を来すことから、本人確認の際に技能証明書（コピー可）により、 <u>システムに登録されている基本情報（技能証明番号等）の確認</u> を行っています。 また、技能証明書に記載された氏名、ローマ字表記、本籍についても相違がないか確認を行います。
2	本人確認は技能証明書だけでもよいのではないか。	技能証明書は、再発行を受けていない限り資格取得当時の写真が添付されており、資格取得時点が古い場合は写真での本人確認が難しいこと、また、技能証明書には住所の記載が無いため基本情報の住所確認ができないことから、本人以外の受検などの不正を防止する観点から、写真付き身分証明書と技能証明書（コピー可）で本人確認をしています。 なお、やむを得ず技能証明書で本人確認をする場合は、 <u>技能証明書原本と住所の確認</u> ができる身分証明書の提示をお願いします。
3	航空身体検査を受検するにあたり、技能証明書を忘れてらどうなるのか。本人確認は、どのような証明書で確認することを想定しているのか。	指定機関では、受付時に写真付き身分証明書と技能証明書（コピー可）により申請書に登録されている基本情報を確認し、確認結果を指定医用システムに登録しています。 指定医用システムは、本人確認の結果を登録しなければ、検査結果の登録画面に進めないため忘れずに提示をお願いします。 本人確認のための身分証明書は、自動車運転免許証等を想定しています。
4	パソコンを持っていない場合も申請は可能か。	パソコンのほか、スマートフォン、タブレット端末などのいずれかで申請が可能です。
5	紙申請の継続を希望する場合はどうすれば良いのか。	本システムは、申請者、指定機関の両方ともにシステムを利用する必要がありますので、受検を希望する指定機関に確認をお願いします。
6	システムでの申請を希望するが、指定機関が対応していない場合は、システムでの申請はできないのか。	本システムは、申請者、指定機関の両方ともにシステムを利用する必要がありますので、指定機関がシステムで受け付けていない場合はシステムでの申請はできません。
7	システムで申請を行った場合、次回以降もシステムでの申請が必須となるのか。	システムで受検された場合は、検査結果をシステムに蓄積できるため、次回以降もシステムでの受検を推奨しています。 なお、指定機関によっては、システムでの受検に対応していない場合がありますので、検査の予約をする際にシステムでの申請について確認をお願いします。
8	前回システムで申請を行ったが、更新のために受検する際は前回の申請書（写）を持参しなければならないのか。	前回と同様にシステムで申請する場合は、システムで過去の身体検査結果の確認ができますので、申請書（写）の持参は不要です。 指定機関に検査の予約をする際にシステムでの申請について確認をお願いします。
9	申請書作成途中で、一時保存は可能か。	すべての項目を入力しなければ保存はできません。 また、保存後に14欄（既往歴の申告）を修正する場合は、修正する箇所だけでなく、14欄全てを再入力する必要がありますのでご注意ください。 なお、修正前の入力内容は選択画面の上部に「(修正前：○)」と赤色表示されます。
10	システムで申請書を作成（保存）した後は一切修正ができなくなるのか。	指定機関の指定医用システムで、問診後の本人確認の登録を行う前であれば、申請者用システムでの修正は可能です。 なお、申請書を修正した場合は、新たなバーコードが付されますので、必ず最新の申請書のバーコードを指定機関にご提示下さい。
11	システムで申請書を作成（保存）した後、2回目以降のログインはどこから入るのか。	表示された画面の上段「既に本システムを使って身体検査を受検したことがある人」の枠内の「ログイン画面へ」をクリックするとログイン画面が表示されます。 最初にご登録いただいたメールアドレスとパスワードをご入力下さい。

航空身体検査証明申請システムに関する主な質問と回答

番号	質問	回答
12	指定医用システムで「本人確認」を行った後に申請書の左側の記入誤りに気づいた時はどのように対応すれば良いか。	指定医用システムで本人確認の登録を行った後に修正が必要になった場合は、指定医用システムでの修正を依頼して下さい。 指定医用システムで修正を行った場合は、申請者用システムで修正した内容の確認が必要になります。（確認を行わない場合は証明書の交付はできません。） また、間違いが多い場合は指定医に申請書をいったん却下してもらうことで、再度申請書を作成できるようになりますので、指定医にご相談下さい。 なお、虚偽の申告が疑われた場合は、航空局へ報告されますのでご注意ください。
13	指定医用システムで「本人確認」を行った後に、申請書の左側の記入の誤りに気づいて修正をしようとしたが、「検査中」と表示されて修正ができない。	申請者用システムでは、指定医用システムで本人確認の登録を行った後は証明書が交付されるまで「検査中」と表示されます。 本人確認の登録後の申請内容の修正については、詳細は「番号12」の回答をご確認下さい。
14	指定機関から指定医用システムで申請書左側を修正したので同意するように連絡を受けたがどのようにすれば良いか。	ご登録いただいているメールアドレスに「指定医による修正内容を確認してください。」とのメールが届きますので、表示のURLから申請者システムにログインのうえ、トップページの上段に赤色枠内のメッセージで「指定医機関が修正した申請書を確認し、修正に同意して下さい。確認画面へ」が表示されますので、指定医から修正箇所が知らされている場合は、そのまま修正内容を確認のうえ「確認画面へ」をクリックし、「同意する」をクリックして下さい。 ※指定医から修正箇所が知らされていない場合は、必ず指定医に修正箇所を確認のうえ「同意する」の操作をお願いします。 また、メールに表示されるURLからでなくても、申請者用システムにログインをすると、トップページの上段に赤色枠内のメッセージ「指定医機関が修正した申請書を確認し、修正に同意して下さい。確認画面へ」が表示されますので、こちらからでも同意手続きができます。
15	定期運送用操縦士（飛行機）は計器飛行証明を持っていないので、計器飛行証明の欄を省略できないか。	定期運送用操縦士（飛行機）の技能証明をお持ちの方は、技能証明の取得にあたり計器飛行証明の取得に必要な飛行経歴等をお持ちのため、定期運送用操縦士（飛行機）の技能証明に計器飛行証明が含まれていると考えます。 そのため、定期運送用操縦士（飛行機）の技能証明をお持ちの方は、計器飛行証明の欄は「有」で入力をお願いします。
16	申請書の14.既往歴欄が有の場合にのみ詳細選択に進むようにして欲しい。（無の場合は「○」のみ記入し、次に進めるようにして欲しい。）	システムでの申請の場合の既往歴の確認は、これまで「航空身体検査証明自己申告確認書」で確認していた時と同様に、システムで表示される病名等を全て確認、選択することにより申告結果を「有」又は「無」の欄に「○」を表示する設計としています。 そのため、システムでの申請の場合は「航空身体検査証明自己申告確認書」の提出を省略することができることとしていますので、各項目を漏れなく確認いただく必要があります。
17	申請書の14.既往歴欄で、詳細入力を求められるものと求められないものに区別したのはなぜか。 例えば「高血圧」は詳細入力はなしですが、「血圧が高いと指摘された」は詳細入力が必要となっている。	指定医が疾患名（病状）などで判断できない項目については、詳細を記入する設計としています。
18	申請書15.の「その他の参考事項」欄の①（②、③以外）は、どのような記載内容を想定しているのか。	病名、飲酒習慣等以外で、その他参考となる申告事項がある場合にご記入いただく欄です。 その他の参考となる申告事項が無い場合は、記入は不要です。

航空身体検査証明申請システムに関する主な質問と回答

番号	質問	回答
19	<p>申請書を作成して「確認画面へ」をクリックしたが先に進めず、「赤色で示された入力項目を確認してください」と表示されるがどこが赤く表示されているのか分からない。</p>	<p>記載漏れ、記載間違いとなっている場合は、入力する枠内が赤色となり、エラーメッセージが表示されます。 以下の3箇所の文章は注意喚起であり、エラーメッセージではありませんのでご注意ください。</p> <p>①【申請日は、検査開始日(全ての検査項目のうちで最初に開始する検査の開始日)と同日または開始日から1月以内の日付でなければなりません。指定医療機関に予約を取るなどして検査開始日を確定させてから入力してください】</p> <p>②【「航空身体検査証明自己申告確認書」チェックリストを参照し、漏れなく記入してください。】</p> <p>③【申請書作成後に既往歴等を修正する際には、すべての病名等について再入力が必要になりますので、誤りがないようよく確認して入力してください。】</p>
20	<p>2回目受検の際、どの項目が前回申請書から反映されるのか。</p>	<p>証明書の有効期限等、確定事項については前回の申請結果を反映することができます。反映する場合は、申請書作成画面の上段に表示される前回の申請書の情報を確認のうえ「作成中の申請書の該当箇所に反映させる」をクリックして下さい。</p> <p>一方、既往歴については、前回からの経緯や現状を本人が再度確認して記入する必要があることから、反映できない設計となっています。</p> <p>なお、14.既往歴以降の項目については、項目欄ごとに前回申請時の入力内容が確認できるよう「(前回申請時：○○○)」と赤色表示されます。</p>
21	<p>登録メールアドレスが使用できなくなった後も登録アドレスは変更可能か。</p>	<p>登録アドレスが使用できなくなった場合は、指定医からの通知やパスワード忘れの際の通知メールが到達しなくなりますので、使用できなくなる前に必ず変更をお願いします。</p>
22	<p>システムは24時間使用できるのか。 使用できない時間はあるのか。</p>	<p>メンテナンスのため、毎日、深夜時間帯に数時間程度使用できない場合があります。また、緊急にメンテナンスを行う場合は、システムの画面上でご案内します。</p>
23	<p>外国人が自国で申請書を作成する場合、日本時間の夜間となるが、メンテナンスの時間は決まっているのか。</p>	<p>申請者システムのトップページの「航空身体検査証明システムの利用規約」のとおり、原則として午前2時から午前4時となります。 緊急にメンテナンスを行う場合は、システムの画面上でご案内します。</p>
24	<p>海外からの応募者等、日本での技能証明書が無い場合でもシステムでの申請は可能か。</p>	<p>航空身体検査を受検する時点で技能証明書が交付されていない場合でも、システムでの申請、航空身体検査の受験は可能ですが、指定機関で技能証明番号が確認できなければ航空身体検査証明書の発行はできません。 また、検査開始日から1ヶ月以内に技能証明番号が確認ができない場合は、受検済みの身体検査結果が無効となりますのでご注意ください。</p>
25	<p>システムで作成した申請書を指定機関に提出する前に、会社で確認したい場合はどうすれば良いか。</p>	<p>申請書を作成後、紙で印刷して会社に提出することや、ブラウザで「印刷」→「PDFで保管」を行いPDFのデータをメール等で会社に送ることが可能です。なお、内容を修正する場合は、指定機関で本人確認の登録を行う前までに修正を行って下さい。</p>